

高齢者のための福祉



照会先
健康福祉課 ☎85-7790

地域包括支援センター

高齢者の在宅介護や権利擁護などの総合的な相談窓口として、地域包括支援センターを開設しています。

高齢者のさまざまな相談に専任の職員が支援しますので、希望する方は、直接センターに連絡してください。

場所 箱根町社会福祉協議会内
連絡先 ☎86-0006

高齢者などの生活支援

介護保険制度の対象とならなかった方で、何らかの支援が必要な高齢者などに、地域包括支援センターが作成する計画に基づき、介護保険制度のサービスに準じた次のサービスを提供します。

障がい者のための福祉




照会先
健康福祉課 ☎85-7790

扶助・助成など

身体障害者手帳の診断書料の助成

身体障害者手帳の交付申請や障がいの等級変更のために、指定医師の診断書を作成した場合の診断書料を助成します。



○ホームヘルプサービス
実施機関 箱根町社会福祉協議会
○デイサービス
実施機関 箱根老人ホーム

○短期入所サービス
実施機関 箱根老人ホーム・陽光の園
利用料 いずれも費用の1割負担（利用料のほか食費・居住費など諸経費については自己負担）

日常生活用具の給付

認知症などにより用具の給付が必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、介護保険対象外品目の火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。

費用 購入・設置費用の1割負担

介護保険サービス利用者負担の助成

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅介護サービスや施設介護サービス（食費、居住費を除く）と、福祉用具購入・住宅改修に要した利用者負担相当額の一部を助成します。

対象 住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方など

家族介護用品の支給

要介護4または5の認定を受けている住民税非課税世帯の方を、在宅で介護している家族に介護用品（紙おむつ）を支給します。

福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付

在宅重度障がい者の方などが、通院や日常生活で利用するタクシーの運賃または自動車燃料費を助成します。

対象

- ・身体障害者手帳1級または2級（聴覚、肢体不自由上肢の障がいは除く）の方
- ・知能指数35以下または療育手帳がA1・A2の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・特定疾患医療受給者証・小児特定疾患給付通知の交付を受けている方
- 福祉タクシー利用
- ・利用券（1枚500円）による運賃の助成
- ・交付枚数は年間78枚以内（人工透析を受けている方は、年間156枚以内）
- 自動車燃料費助成
- ・助成券（1枚1,000円）による燃料費の助成
- ・交付枚数は、年間18枚以内（人工透析を受けている方は、年間36枚以内）
- ※両方の券の併給（1/2ずつ）もできません。

住宅設備改良費の補助

重度の障がい者の方のために、玄関・浴室・便所などを改良する場合、経費の一部を補助します。

補助額 世帯の所得状況により異なります。

限度額 80万円

はり・きゅう・マッサージサービス券の交付

健康増進のため70歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージ券を交付します。

交付枚数 年間一人3枚
自己負担（1枚につき）

- ・治療院の場合 1,000円
- ・医療機関で受診する場合は、その医療機関により異なります。


※町が委託した治療院・医療機関に限りません。

配食サービス

虚弱などの理由により、調理することが困難な方に弁当を届けます。

対象 65歳以上の単身の高齢者や高齢者のみの世帯の方など

利用料 1食300円
利用回数 月・水・金曜日のうち週3回まで



通院費の補助

所得税非課税世帯の65歳以上の方が、バスを利用して通院した場合、利用料の1/2を補助します。（平成22年6月30日（水）までの通院が対象）

補助回数 月4回以内
補助範囲 小田原駅、御殿場駅、沼津駅までの範囲
申請月 7月・10月
※対象者には町から通知しています。

施設通所者の交通費の助成

障がい者の方が、更生または社会復帰の目的で所定の施設や地域作業所に通う場合、支払った交通費を助成します。

入浴サービス

在宅の65歳未満の重度障がい児の方で、家庭での入浴が困難な方の家庭を訪問し、簡易浴槽による入浴を行います。

利用回数 月4回以内
費用 所得に応じて負担があります。

自動車運転訓練・免許取得費用の助成

下肢などに障がいのある方が、自動車運転免許を取得する場合に費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳の上肢障がい1級または下肢・体幹・内部障がい1級から4級の方

助成額 自動車教習所の技能教習費の2/3以内（限度額10万円）

身体障がい者の自動車改造費の助成

重度身体障がい者の方が、自らが所有し運転する自動車の操作装置などを改造する場合、費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳1級または2級の上肢・下肢・体幹に障がいのある方

※一定以上の所得がある世帯は除きます。

助成額 改造に要した費用（限度額10万円）

養護老人ホームの入所
身寄りがなく、経済的理由や心身の状況により在宅で生活することができない方などについて、養護老人ホームへの入所手続きを行います。

成年後見制度利用の支援

身寄りのない独居の認知症高齢者などに対し、本人に代わって成年後見申立手続きを行います。

緊急通報用電話機の貸与

近隣に親族がいない65歳以上の単身の方や高齢の方のみの世帯などで、慢性疾患などにより日常生活に注意を要する方に対し、緊急時の不安を解消するため、緊急用の電話機を無料で貸し出します。

すこやかシルバースロン

健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりのために、いきいき体操・小物づくり・保育園児との交流などを実施します。

対象 おおむね60歳以上の方

募集定員 50人

費用 内容により材料費などの負担があります。

開催回数 年間9回（予定）

筋力トレーニング教室

筋力の衰えを防止し、体力を維持するため、筋力トレーニング教室を開催します。

対象 65歳以上の方

地域訓練会（なでしこ教室）

ことばや身体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなどで悩んでいる保護者の方とその子どもを対象に、機能回復と早期療育を目的として、相談や生活訓練を行います。

開催日 月1回
場所 さくら館

児童言語訓練会（ことばの教室）

聴覚障がい児や発音の気になる子どもとその保護者に対し、言語聴覚士が個別指導で言語訓練を行います。

開催日 月4回（毎週水曜日）
場所 さくら館

自立支援のサービス

自立支援給付

障害者自立支援法に基づき、身体的・知的・精神の3障がいを区別せず、障がい福祉サービスを提供します。

○介護給付

居宅介護、児童デイサービス、短期入所、生活介護、共同生活介護、施設入所支援など

○訓練等給付

共同生活援助、自立訓練など
費用 いずれも原則1割（所得水準に応じて負担上限額の設定あり）